

農業制度資金 一覧

資金名	資金の主な内容	施設・機械の設置			農畜産物の導入			農地の取得			農業を始める		運 転 金		農産物の加工流通		災害への対応			ご利用いただける方	融 機 資 関	金利 ※2 ※3	機関保証 ※4	ご返済期間 (うち据置期間) 以内	融資率	融資の限度額	
		農畜舎・温室等の建設	農機具の購入	農機具・施設の設置	果樹の植栽・育成	花き・花木の植栽・育成	種苗の導入	家畜の購入・育成	品種の転換	農地等の取得	農地等の賃借	農地等の改良造成	農業技術等の研修	就農の準備	長期	短期 (期間限定のものを含む)	施設の改良・取得	調査・開発・情報機材の取得	災害による基盤・施設被害の復旧								災害による経営資金の借入
農業近代化資金	農業経営の近代化に資する低利長期資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定農業者	農協または県信連等	0.70～1.25 ※5	有	15 (7)	100	個人1,800万円 (特認2億円)、法人2億円
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	・認定新規就農者 ※6 ・その他の担い手		1.40	有	15 (3)	80	
日本政策金融公庫資金	青年等就農資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	認定新規就農者	公庫、公庫の受託金融機関	無利子	有	17 (5)	—	3,700万円
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定農業者		0.70～1.40		25 (10)	100	個人3億円、法人10億円
	経営体育成強化資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・認定新規就農者 ※6 ・認定農業者以外の担い手		1.40	無	25 (3)	80	個人1.5億円、法人5億円
	再建整備資金																				負債の償還が困難な農業者					—	個人1,000万円、法人4,000万円
	償還円滑化資金																				制度資金の負債の償還が困難な農業者					—	経営改善計画期間中 (5年間) に支払われるべき償還額
	農業改良資金	新農業部門・流通加工部門への進出、新技術導入等チャレンジを支援する資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		六次産業化法認定者、みどりの食料システム法認定者等 ※7	無利子	無	12 (3)	100
農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障をきたしている場合に、経営の維持安定に必要な長期資金																				認定農業者 その他担い手	0.70～1.25	無	15 (3)	—	一般 600万円 特認 年間経営費等の12分の6	
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金																				認定農業者	農協等	1.50	有	1年以内	100	個人500万円、法人2,000万円 (畜産・施設園芸については、それぞれ4倍)
農業経営負担軽減支援資金	営農負債等の借換えを行うための資金																				農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有しており「経営改善計画」を作成し、達成が可能と判断された農業者等	農協等	1.40	有	10 (3)	100	営農負債の残高

※1 ○は資金対象となっているもの、△は一部資金対象となっているものを示しています。ただし、個別の内容で異なる場合があります。

※2 金利は令和6年7月19日現在のものを掲載しており、金利情勢によって変動することがあります。

※3 資金種類によっては、県・市町・(公財)農林水産長期金融協会等が利子補給を行っているものがあります。

※4 機関保証は、三重県農業信用基金協会及び独立行政法人農林漁業信用基金が実施しており、一定の条件を満たした場合は無担保無保証人にて融資が受けられます。また、スーパーL資金及び青年等就農資金は、農協転貸の場合に保証が受けられます。

※5 個人1,800万円、法人3,600万円を限度の金利。限度を超える場合は、次段の金利となります。

※6 農業近代化資金の認定新規就農者向け貸付は、償還期間、据置期間が2年延長できます。経営体育成強化資金の認定新規就農者向け貸付は、資金使途は農地取得のみ、据置期間が5年以内となります。また、融資限度額は500万円です。

※7 農業改良資金をご利用いただける方は、①農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等、②米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者等、③六次産業化法の認定を受けた農業者等、④みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等となります。